

## 2. 研究論文

【査読済み論文】

### 生産物賠償責任保険完成作業危険における ビジネスリスク免責の現状と課題

－基礎ぐい工事問題を手がかりに－

－Current Situation and Problems on Business Risk Exclusion of  
Completed Operations Liability Insurance in Japan－

鴻上 喜芳

#### ■概要

横浜市のマンションに傾斜が生じその原因は基礎ぐいの支持層未達であることが2015年10月に報道され、当該マンションは建て替えられることとなった。くい打ち業者の賠償責任損害への補償は、生産物賠償責任保険完成作業危険がその役割を担うが、この種の損害についてはビジネスリスクとして認識され補償の提供は微妙である。本稿では、この事例を手がかりに、不動産建設をはじめとする完成作業危険におけるビジネスリスクの取扱いに関して、日本については約款改訂前と後の現状、米国については最新の約款での現状を整理し、それらの比較に基づいて、日本における完成作業危険ビジネスリスク免責の課題を明らかにする。結論として、①生産物危険との不整合の是正、ならびに②使用不能損害担保とそれに伴うビジネスリスク免責導入の必要性を指摘する。

#### ■キーワード

生産物賠償責任保険、完成作業危険、ビジネスリスク免責、基礎ぐい工事問題、ISO約款

### 1. はじめに

2015年に横浜市所在のマンションに傾斜が生じている事態が発覚し<sup>1</sup>、当該マンションは建て替えられることとなった<sup>2</sup>（以下「本事例」とする）。1995年施行の製造物責任法（以下「PL法」）は不動産を対象としていないが、一般社団法人全国消費者団体連絡会製品安全専門委員会（PLオンブズ会議）が2015年7月8日に消費者庁長官に対して行ったPL法の改正要望には「製造物」を動産に限らず、流通

<sup>1</sup> 日本経済新聞 2015年10月14日。

<sup>2</sup> 日本経済新聞 2016年2月28日。

におかれたすべての動産および不動産とする」が挙げられており<sup>3</sup>、これが実現されれば、施工業者は、マンション等の損害について傾斜の発現の有無にかかわらず欠陥責任を負うこととなる。

一方、PL 損害について補償を提供している生産物賠償責任保険においては、この種のリスクはビジネスリスクと呼ばれ、他の財物損害同様に補償が提供されるべき損害と、保険に転嫁するのではなく被保険者が負担すべき損害との間に線引きを行い、後者はいわゆるビジネスリスク免責条項によって免責とする対応がとられている。ところが、日本の生産物賠償責任保険は、保険法対応のための約款改訂を機にビジネスリスク免責に変化がみられ、米国の補償内容とも異なる扱いとなっている。

本稿では、不動産建設をはじめとする完成作業危険におけるビジネスリスクの取扱いに関して、日本については約款改訂前と後の現状、米国については最新の約款での現状を整理し、それらの比較に基づいて、日本における完成作業危険ビジネスリスク免責の課題を明らかにする。

## 2. 基礎ぐい工事問題

2014年11月、横浜市都筑区のマンションでL字型に接した建物のジョイント部分で約2cmの段差があることに居住者が気づき、不動産会社に指摘した。これが発端となり、その原因を調べる過程で、基礎ぐいが支持層に到達していない可能性があることが明らかになり、到達を裏付けるはずのデータの流用が確認された。さらなる調査を進める中で、データ流用が既製コンクリートぐい業界で広く行われていたことも判明した<sup>4</sup>。横浜市のマンションのぐい打ちを施工した旭化成建材および一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会（COPITA）会員企業40社の点検によると、過去10年間に施工した基礎ぐい工事のうち、旭化成建材が360件で、COPITA会員企業8社56件でデータ流用があった<sup>5</sup>。国土交通省は、ぐいの施工会社に対しデータ流用があった物件について安全性の確認を指示したが、2015年12月25日時点での結果は、「旭化成建材については、353件で傾斜・ひび割れ等の不具合なし、301件についてぐいの到達およびセメントミルクの使用状況に関する安全性を確認済み。旭化成建材以外については、56件中19件に傾斜・ひび割れ等の不具合なし、安全性については引き続き確認中」となっており、横浜の物件以外では今のところ安全性に問題があるものは確認されていない<sup>6</sup>。

<sup>3</sup> 全国消費者団体連絡会ウェブサイト。

<sup>4</sup> 基礎ぐい工事問題に関する対策委員会「中間とりまとめ報告書」p.1。

<sup>5</sup> 同上 p.18。

<sup>6</sup> 同上 p.38。

### 3. 完成作業危険

生産物賠償責任保険が対象とする損害は、「被保険者の占有を離れた財物」（生産物）に起因するものと、「被保険者が行った仕事の結果」（完成作業）に起因するものがある。前者は、PL法における「製造物」などが被保険者の手元を離れてからの損害を対象としており、後者は、PL法が対象としていない不動産など被保険者の役務の引渡し後の損害を対象としている。

日本の生産物賠償責任保険は、約款・料率とも米国を範として開発され<sup>7</sup>、1957年の東京海上社を皮切りに各社から発売された<sup>8</sup>が、約款策定に当たり参考にされたと思われる米国のISO<sup>9</sup> CGL（Commercial General Liability：総合賠償責任）保険約款1955ポリシーにおいては、「Products Hazard（生産物危険）」は、「(1)記名被保険者により製造、販売、取扱いまたは流通された商品または製造物」<sup>10</sup>および「(2)作業。ただし、事故が、それらの作業が完了または放棄された後に、かつ記名被保険者の所有、賃借または管理する施設外で発生したもの」<sup>11</sup>と定義されており、これとほぼ同様の概念が日本に持ち込まれた<sup>12</sup>。

### 4. 完成作業危険におけるビジネスリスク免責

#### (1) ビジネスリスク免責

米国においては、管理財物等への損害<sup>13</sup>、減損財物損害<sup>14</sup>、itself損害<sup>15</sup>およびリコール損害<sup>16</sup>がビジネスリスクと呼ばれ、賠償責任保険で免責とされている。その理由としては、ビジネスリスクは事業を行うにあたって不可避のものでありそのような通常予測可能なリスクは保険転嫁ではなく製品やサービスの価格に反映されるべきであること、ビジネスリスクを免責とすることで保険料は抑えられまた被保険者の効率的な事業遂行のインセンティブになること、などが挙げられている<sup>17</sup>。日本でも、他物の損壊に比べてはるかに発生頻度が高く区別して取り扱う必要があること、リスク実態が被保険者の技術力や業務品質についての被保険者の

<sup>7</sup> 竹田（1958）p.53。

<sup>8</sup> 本間（1972）p.117。

<sup>9</sup> Insurance Service Office。米国の保険会社に対して、標準約款や統計データの提供サービスを行っている。

<sup>10</sup> 原文は、(1)goods or products manufactured, sold, handled or distributed by the named insured or by others trading under his name.

<sup>11</sup> 原文は、(2)operations, if the accident occurs after such operations have been completed or abandoned and occurs away from the premises owned, rented or controlled by the named insured.

<sup>12</sup> 竹田（1958）p.55。

<sup>13</sup> 管理財物の損害、不動産への作業が加えられた特定部位の損害、仕事の不備のため修補が必要となった財物の特定部位の損害など。

<sup>14</sup> 欠陥のある製造物や仕事が組み込まれ、それらを除去等しなければならなくなった財物の損害。

<sup>15</sup> 生産物自体や仕事の目的物自体の損害。

<sup>16</sup> 製造物や仕事の欠陥等が判明しリコール（製品回収）等がなされた場合の損害や費用。

<sup>17</sup> Baldwin,S.M.（2008）p.57.

姿勢等に依存しており均質なりスク集団を前提とする保険制度になじみにくいこと<sup>18</sup>を理由に、管理財物損害は普通保険約款で、**itself** 損害およびリコール損害は生産物特別約款で、それぞれ免責とされている。米国の減損財物免責と同様の免責はなく、保険法対応約款改訂前は、必要な場合特約条項を付帯して不良完成品損害などを免責としてきたが、保険法対応約款改訂によって減損財物免責とは内容を異にする新たなビジネスリスク免責として、完成品免責ならびに生産物または完成品が機械・工具であるときのそれらによって製造または加工された財物の損害免責（以下「製造・加工品免責」）が導入されている。

## (2) 日本の現状

日本の生産物賠償責任保険約款は、1957年の導入以来文言の平易化など小規模な改訂はあったものの長らく開発当初の約款がそのまま使用されてきた。補償内容にかかわる大きな変更があったのは2010年施行の保険法に対応するための約款改訂の一度のみである。ここでは、当該約款改訂前の東京海上社の約款を旧約款として、当該約款改訂後の東京海上日動社の約款を新約款として取り上げ、その内容を整理することとする<sup>19</sup>。

### a. 旧約款

完成作業危険のビジネスリスク免責に関し、旧約款では以下の免責条項がその役割を担っていた。いわゆる **itself** 免責と呼ばれるものであり、生産物危険と完成作業危険につき、一つの免責条項で対応していた。

当会社は、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

- (1) 生産物または仕事のかしに起因する当該生産物または仕事の目的物の損壊自体（生産物または仕事の目的物の一部のかしによる当該生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）の賠償責任

本事例に当てはめてみる。マンション建設業者（元請業者）の保険では、建て替えを行うこととなったマンションは、ここでいう「仕事の目的物」に該当し、免責となる。しかしながら、くい打ち業者が自身のために単独で付保していたとすれば、免責となる「仕事の目的物」は「くい」であり、その損害は免責であるものの、くいの上に建設されたマンション本体は免責の対象外であろう<sup>20</sup>。生産物賠償責任保険の補償範囲とされる「財物の損壊（滅失、き損または汚損）」が生じている限りにおいて補償対象となるが、本事例ではマンションに傾斜が生じていることから「財物損壊」に該当する。すなわち、本事例におけるマンションの建

<sup>18</sup> 東京海上日動火災保険株式会社（2010）p.171。

<sup>19</sup> 旧約款は小林（1998）、新約款は吉澤（2014）を参照した。

<sup>20</sup> 実務では、**itself** の範囲について特約し（完成財物までを **itself** とみなす）、免責とされることはあり得る。

替費用の賠償損害は、元請業者の保険では免責、くい打ち業者の保険では補償対象である<sup>21</sup>。

## b. 新約款

新約款におけるビジネスリスク免責は、以下のとおりである。

- (1) 当社は、(中略)直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① (略)
  - ② 被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示(実際よりも著しく優良であることを示すことをいいます。)または虚偽の表示
- (2) 当社は、被保険者が次の財物の損壊または使用不能について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 生産物
  - ② 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)
  - ③ 完成品(生産物を原材料、部品(添加物および資材を含みます。)、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。)
  - ④ 生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物

完成作業危険に関係するのは2項2号であるが、注目すべき改訂が行われている。後に紹介する米国約款の「あなたの仕事」itself免責は、被保険者が行った仕事の目的物のみが免責で、被保険者のために下請負人が行った仕事の目的物自体の損害や被保険者のために下請負人が行った仕事に起因する仕事の目的物の損害は除外されているが、本改訂はこの趣旨を踏まえたものと考えられるからである<sup>22</sup>。

本事例に当てはめてみる。元請業者の保険では、マンション全体が被保険者の仕事の目的物であるが、免責となる「事故の原因となった作業が加えられた財物」とは、くいまたは基礎部分であって、上物はこれに該当しないものと思われる。くい打ち業者の保険では、仕事の目的物は「くい」であって、やはり上物の損害については免責とはならない。なお、「財物損壊」が生じているという要件は旧約款同様必要であるが、本事例ではマンションに傾斜が生じていることから「財物損壊」に該当する。従って、本事例におけるマンションの建替費用の賠償損害は、元請業者の保険、くい打ち業者の保険ともに補償対象である<sup>23</sup>。

新約款でもう一つ注目すべきは生産物危険との相違である。生産物危険については大幅な変更があり、例えば部品メーカーの保険では、従来免責ではなかった完成品が全面的に免責となっているのである。くい打ち業者から見ればマンショ

<sup>21</sup> 他の物件で建設物に損壊が認められないものは補償対象外となる。

<sup>22</sup> ただし、日本約款には主語がないため、米国約款と同様の趣旨が正確に表現できているかにつき疑問は残る。

<sup>23</sup> 他の物件で建設物に損壊が認められないものは補償対象外となる。

ンはいわば完成品であるものの、完成作業危険においては生産物危険のような免責範囲の拡大はみられないのである。

### (3) 米国の現状

米国の ISO CGL 保険約款（以下「米国約款」）は、1941年に誕生し、以降数度の改訂を経て現在に至っている。最新版は 2013 フォームである。

#### a. 米国約款の文言

以下は、米国約款 2013 フォーム<sup>24</sup>の完成作業危険免責関連の約款文言である（翻訳は筆者による）。

#### (a) 免責条項

1. Damage To Your Work "Property damage" to "your work" arising out of it or any part of it and included in the "products-completed operations hazard". This exclusion does not apply if the damaged work or the work out of which the damage arises was performed on your behalf by a subcontractor.
---

1. 「あなたの仕事」への損害 「製造物・完成作業危険」においては、「あなたの仕事」または「あなたの仕事」の一部から生じた「あなたの仕事」への「財物損害」。 この免責は、損害を受けた仕事または損害を生じさせるもととなった仕事が、あなたのために下請負人によってなされた場合には適用しない。
---

m. Damage To Impaired Property Or Property Not Physically Injured "Property damage" to "impaired property" or property that has not been physically injured, arising out of: (1) A defect, deficiency, inadequacy or dangerous condition in "your product" or "your work"; or (2) A delay or failure by you or anyone acting on your behalf to perform a contract or agreement in accordance with its terms. This exclusion does not apply to the loss of use of other property arising out of sudden and accidental physical injury to "your product" or "your work" after it has been put to its intended use.
--

m. 「減損財物」または物理的に損傷していない財物への損害 次の事由に起因する「減損財物」または物理的に損傷していない財物の「財物損害」 (1) 「あなたの製造物」または「あなたの仕事」の欠陥、不備、不適合または危険な状態 (2) あなたまたはあなたのために行動する者による、契約または合意を条件通りに遂行することの遅延または失敗 この免責は、「あなたの製造物」または「あなたの仕事」が意図された使用に置かれた後に「あなたの製造物」または「あなたの仕事」に生じた急激かつ偶発的な物理的損傷に起因する他の財物の使用不能損害には適用しない。
--

#### (b) 定義

<sup>24</sup> Malecki, D.S. (2013) pp527-542.

<p>17. "Property damage" means:</p> <p>a. Physical injury to tangible property, including all resulting loss of use of that property. (中略) ; or</p> <p>b. Loss of use of tangible property that is not physically injured. (略)</p>
<p>17. 「財物損害」とは次に掲げるものをいう。</p> <p>a. 有体物の物理的損傷（当該財物の使用不能損害を含む。）、（中略）または</p> <p>b. 物理的に損傷を受けていない有体物の使用不能損害。（略）</p>

<p>22. "Your work":</p> <p>a. Means:</p> <p>(1) Work or operations performed by you or on your behalf; and</p> <p>(2) Materials, parts or equipment furnished in connection with such work or operations.</p> <p>b. Includes:</p> <p>(1) Warranties or representations made at any time with respect to the fitness, quality, durability, performance or use of "your work"; and</p> <p>(2) The providing of or failure to provide warnings or instructions.</p>
<p>22. 「あなたの仕事」</p> <p>a. とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) あなたによりまたはあなたのためになされた仕事または作業、および、</p> <p>(2) 当該仕事または作業に関し供給された材料、部品または装置。</p> <p>b. には、次に掲げるものを含む。</p> <p>(1) 「あなたの仕事」の適合性、品質、耐久性、性能または使用に関してなされた保証または説明、および、</p> <p>(2) 警告または取扱説明の提供または不提供。</p>

<p>8. "Impaired property" means tangible property, other than "your product" or "your work", that cannot be used or is less useful because:</p> <p>a. It incorporates "your product" or "your work" that is known or thought to be defective, deficient, inadequate or dangerous; or</p> <p>b. You have failed to fulfill the terms of a contract or agreement;</p> <p>if such property can be restored to use by the repair, replacement, adjustment or removal of "your product" or "your work" or your fulfilling the terms of the contract or agreement.</p>
<p>8. 「減損財物」とは、「あなたの製造物」または「あなたの仕事」以外の有体物で、次の理由により、使用不能または使用価値減少が生じ、</p> <p>a. 欠陥、不備、不適合または危険であることが判明した「あなたの製造物」または「あなたの仕事」を組み込んだため、または</p> <p>b. あなたが契約または合意の条件を充足できなかったため</p> <p>かつ、「あなたの製造物」もしくは「あなたの仕事」の修理、交換、調整もしくは除去またはあなたが契約もしくは合意した条件を充足することにより修復して使用できるものをいう。</p>

## b. 米国約款の補償内容

米国約款が補償する損害は、身体障害 (bodily injury) と財物損害 (property damage) である。身体障害については日米で差異はないが、財物損害は日本の「財物損壊」よりも広い。日本の「財物損壊」に該当する「有体物の物理的損傷（当該財物の使用不能損害を含む。）」に加え、「物理的に損傷を受けていない有体物の

使用不能損害」も対象にしているからである。

米国約款が規定する完成作業危険に対するビジネスリスク免責には、「あなたの仕事」免責と減損財物免責がある。「あなたの仕事」免責は *itself* 免責であり、日本の新約款の *itself* 免責とほぼ同内容であるが、旧約款とは 1 点のみ相違がある。「あなたの仕事」免責においては、下請業者が行った作業に起因する「あなたの仕事」（元請業者にとっての *itself*）の損害は適用除外となっている。減損財物免責は、米国約款が「物理的に損傷を受けていない有体物の使用不能損害」を対象にしていることから必要となった免責条項であり、使用不能損害を補償しない日本約款にはない規定である。部品・原材料等の品質・性能の不足で完成品に生じる損害はビジネスリスクとみなされ、米国約款も 1966 ポリシーから免責条項を設定しこれを排除すべく試行錯誤してきた。初期の約款にはその文言解釈について多数の争いがあり、1973 年、1986 年と文言の改善が図られてきたが、現在の文言は 1986 年の改訂で確立したものである。減損財物免責の趣旨は、欠陥、不備、不適合または危険な状態にある製造物または仕事が組み込まれたこと等が原因で、修理、交換、調整、除去等が必要となった財物の使用不能損害は、ビジネスリスクすなわち保険転嫁することが適当でないビジネス上のリスクとして、免責とするというものである。

### c. 本事例への当てはめ

米国約款に基づけば、本事例ではマンションの損壊が発生しているので「有体物の物理的損傷」に該当し、「財物損害」になる<sup>25</sup>。

次に、免責条項の適用をみる。

*itself* 免責に関しては、元請業者の保険では、下請負人の作業に起因する損害であるため除外規定に該当し免責とならない。くい打ち業者の保険では、「くい」は *itself* 免責の対象となり免責であるが、マンションの損害は *itself* に該当しないため免責とはならない。

減損財物免責に関しては、当該免責は使用不能損害にのみ適用されるので、物理的損傷が生じている本事例には適用されない<sup>26</sup>。

すなわち、米国約款では、元請業者の保険、くい打ち業者の保険ともに、マンションの建替費用の賠償損害について CGL 保険または PL 保険で補償されるのである。

---

<sup>25</sup> 今後横浜の物件以外の物件でくい打ちに不備があることが判明したものの建物の損壊は発生していないものが出てくるとすれば、「物理的に損傷を受けていない有体物の使用不能損害」にあたり、米国約款はこれも「財物損害」として補償対象としている。

<sup>26</sup> 他の物件で安全性に問題を生じているものは使用不能損害が生じているといえる。この場合、減損財物免責の適用が問題となるが、マンションは修復しての使用ができないことから減損財物の定義に該当せ



## 5. 本事例に関する日米約款の取扱いの整理

本事例のマンションの損害に関する日米約款の取扱いを表1にまとめる。

なお、「他の物件」は、本事例以外のデータ流用が確認された物件において、くいの支持層未達等が判明し安全性に問題があるが、未だ建物の損壊は生じておらず使用不能損害のみが発生しているものが出た場合を想定している。

表1 本事例のマンションの損害に関する日米約款の取扱い

被保険者 物件	元請業者		くい打ち業者	
	横浜の物件	他の物件	横浜の物件	他の物件
日本の旧約款	×	×	○	×
日本の新約款	○	×	○	×
米国約款	○	○	○	○

(出典：筆者作成)

1957年当時は大きな差がなかった日米の約款であるが、現在ではこのような差異がある。横浜の物件については元請業者の保険において、旧約款では日米で正反対の取扱いであったが、新約款で米国約款と同一の内容となった。この原因は、米国約款が1986年の改訂で下請負人の作業に起因する損害に関する除外規定を追加した<sup>27</sup>一方、日本は新約款で対応したことにある。他の物件については、元請業者の保険であってもくい打ち業者の保険であっても日米で正反対の取扱いとなっている。この原因は、米国約款が当初財物損害の定義を「損傷または損壊 (injury or destruction)」としていたところ1973年の改訂で「損傷していない財物の使用不能損害」も対象に含まれることを明確化した一方、日本では導入当初の「損壊」から範囲を広げなかったことにある。

## 6. 日本における課題

まず、日米の生産物賠償責任保険 (CGL または PL 保険) の財物損害に関する補償内容を表2にまとめる。

表2 日米の生産物賠償責任保険の財物損害に関する補償内容

日	旧約款	生産物危険			完成作業危険		
		損壊		使用不能損害	損壊		使用不能損害
		一般	完成品		一般	完成品	
		○	○	×	○	○	×

ず、補償対象となる。

<sup>27</sup> 米国約款では、1966ポリシーまでは下請負人の作業も被保険者の作業に含まれるとされていたが、1973ポリシーで拡張担保を提供する broad form property damage coverage では下請負人の作業は被保険者の作業に含まれない (すなわち itself 免責の範囲が縮小) とされ、1986フォームはこれを受け継ぐ内容となった (IRMI online)。

本	新約款	○	×	×		○	○	×	
米国		○	○	その他	減損財物	○	○	その他	減損財物
				○	×			○	×

(出典：筆者作成)

日米の補償内容の比較から、日本における生産物賠償責任保険完成作業危険ビジネスリスク免責の課題として、以下の2点を指摘したい。

## (1) 生産物危険との不整合の是正

日本の新約款は、完成品免責と製造・加工品免責を追加し、生産物危険における補償を縮小した。これは、完成品等に生じる損害は保険者から見れば多くの場合ビジネスリスクとして免責にしたいものが多いが、日本の旧約款はビジネスリスク免責としては *itself* 免責しか用意しておらず、これらを免責として引受ける場合には個別に免責特約や *itself* の解釈特約を付帯しなければならず引受実務が煩雑であったことを改善したかったのであろう。ところが、生産物賠償責任保険のもう一方の補償の柱である完成作業危険では、対象とする作業には数次の下請業者が入るものも多く生産物危険以上に完成品損害が多いと推定されるにもかかわらず、同様の免責範囲拡大を行っていないのである。

新約款における完成品損害の取扱いは、生産物危険と完成作業危険において同様となるよう改善を図るべきである。これは、完成作業危険においても完成品損害を免責とすべきと言っているわけではない。米国約款を見れば、生産物危険・完成作業危険双方において、財物に損壊（米国約款では「物理的損傷」）が生じている限りはビジネスリスクとして取扱わず補償対象としている。米国約款がビジネスリスクとして免責としているのは、日本では補償対象としていない使用不能損害に関してのみであり、かつ減損財物（修復して使用可能なもの）に該当するもののみである。米国約款を参考にし、生産物危険における補償縮小をこそ元の状態に戻すべきではないだろうか<sup>28</sup>。

## (2) 担保範囲の拡大

賠償責任保険の日本への導入経緯と米国約款の改訂経緯に鑑みれば、日本の生産物賠償責任保険も、財物の使用不能損害を補償対象に追加すべきである。そのうえで、ビジネスリスクに当たる減損財物および非損傷財物の使用不能損害を免責とすべく、相応の免責条項を生産物特別約款に盛り込むべきであろう。

なお、このような約款改訂をすることは、生産物賠償責任保険完成作業危険の補償範囲に大きな影響を与えることとなる。完成作業に不備が見つかったが作業の結果（仕事の目的物）には未だ損壊が生じていない段階での使用不能損害を担

保することとなることから、本事例のくい打ち業者をはじめ、建物の基礎工事業者、橋梁の基礎工事業者、土地造成業者、地盤改良業者等の性能・品質保証損害の保険引受エクスポージャーは、格段に高まるということを覚悟しなければならない。裏返せば、米国ではこのようなエクスポージャーを通常の CGL または PL 保険で対象としているということであり、賠償責任保険のパフォーマンスは日本に比べ格段に高いということもできる。日本の損害保険会社は、米国並みに生産物賠償責任保険の補償範囲を広げ、実業が抱えるリスクの処理に貢献すべきであると考えられる。

(長崎県立大学経営学部教授)

#### 【引用文献】

- ・小林秀之（1998）責任編集『新製造物責任法大系Ⅱ [日本篇]』新版，弘文堂。
- ・鴻上喜芳（2016）「生産物賠償責任保険 itself 免責の課題－米国 ISO 約款を手がかりに－」『損害保険研究』第 78 巻第 1 号。
- ・竹田晴夫（1958）「賠償責任保険について」『保険学雑誌』402 号。
- ・東京海上日動火災保険株式会社（2010）『損害保険の法務と実務』金融財政事情研究会。
- ・本間靖敏（1972）「日本の生産物賠償責任保険の問題点」『損害保険研究』第 34 巻第 1 号，損害保険事業総合研究所。
- ・吉澤卓哉（2014）監修『新・賠償責任保険の解説』保険毎日新聞社。
- ・Baldwin,S.M.(2008) “The Business Risk Doctrine and the Business Risk Exclusions” *Problem Issues in CGL Second Edition*, The National Underwriter Company.
- ・Malecki,D.S. (2013) *Commercial General Liability Coverage Guide 10th Edition*, The National Underwriter Company.

#### 【参考ウェブサイト】

- ・一般社団法人全国消費者団体連絡会製品安全専門委員会（PL オンブズ会議）  
(<http://www.shodanren.gr.jp/keyword/ombudsman.php>, 2016 年 3 月 17 日最終閲覧)
- ・基礎ぐい工事問題に関する対策委員会「中間とりまとめ報告書」。  
(<http://www.mlit.go.jp/common/001114887.pdf>, 2016 年 3 月 17 日最終閲覧)
- ・IRMI online "Commercial Liability Insurance "  
(<http://www.irmi.com/online/cli/default.aspx>, 2016 年 3 月 17 日最終閲覧) .

---

<sup>28</sup> 詳細は鴻上（2016）を参照されたい。